

第 8 2 期 事 業 の ご 報 告

平成 2 2 年 4 月 1 日から
平成 2 3 年 3 月 3 1 日まで

株式会社 商工組合中央金庫

第82期事業のご報告目次

	頁
○第82期事業報告	1
1. 当金庫の現況に関する事項	1
2. 会社役員(取締役、会計参与、監査役及び執行役)に関する事項	13
3. 社外役員に関する事項	16
4. 当金庫の株式に関する事項	18
5. 会計監査人に関する事項	20
6. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針	20
7. 業務の適正を確保する体制	21
8. 会計参与に関する事項	23
9. その他	23
○計算書類	24
1. 第82期末(平成23年3月31日現在)貸借対照表	24
2. 第82期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで) 損益計算書	25
3. 第82期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで) 株主資本等変動計算書	26
4. 個別注記表	29
5. 第82期末(平成23年3月31日現在)連結貸借対照表	40
6. 第82期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで) 連結損益計算書	41
7. 第82期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書	42
8. 連結注記表	44
○第82期附属明細書	64
○会計監査人監査報告書謄本	68
○監査役会監査報告書謄本	70

第 82 期 (平成 22 年 4 月 1 日から
平成 23 年 3 月 31 日まで) 事業報告

1 当金庫の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

[主要な事業内容]

当金庫は、中小企業金融の円滑化を図るために必要な業務を営むことを目的とした金融機関として、貸出業務、預金業務、債券業務、為替業務、資金証券業務及び国際業務等を行っております。

[金融経済環境]

平成 22 年度のわが国経済をみますと、年度当初景気は緩やかに持ち直したものの、夏場以降減速し、一進一退の推移となりました。その後平成 23 年 3 月に東日本大震災が発生し、わが国経済は未曾有の危機的状況を迎えました。

輸出は円高や海外経済の減速等から夏場以降弱含みとなりました。個人消費はエコカー補助金の期限切れに伴う自動車販売の反動減が下押ししました。鉱工業生産はこれらを受け、弱含みの推移となりました。春先にかけては次第に持ち直す兆しもみられていたところ、東日本大震災が発生し、地震・津波による被害に加え、原発問題と電力不足により被災地のみならず、全国的に生産活動や個人消費が大きく落ち込みました。

中小企業について当金庫「中小企業月次景況観測」でみますと、年度前半は景況判断指数が上昇基調にあり、景況感に持ち直しの動きがみられました。しかし、夏場以降の急速な円高の進行や海外経済の減速などもあり、売上高の回復も鈍化するなど、年度後半は先行き不透明感が広がりました。年度末にかけて指数は一進一退となり、再び持ち直しに向けた兆しもみられましたが、東日本大震災による甚大な被害の影響が多くの中企業に波及し、先行きに対する懸念が強まりました。

金融面につきましては、短期金融市場で日本銀行は円高等を受けた景気下振れリスクの高まりから 10 月に無担保コールレートの誘導水準を 0%~0.1%に変更する等の包括的な金融緩和政策を実施して、一段と金融緩和を強化しました。TIBOR は極めて緩やかに低下し、その後横ばいとなりました。こうした金融緩和が長期化すると観測等から長期金利（新発 10 年国債利回り）は低水準となり、概ね 1.4%を下回る低水準での推移が続きました。

ドル/円相場は夏場に日米金利差が縮小したこと等を背景に円高が進み、9 月に政府・日本銀行は約 6 年半ぶりに円売り為替介入を実施しました。また、東日本大震災後は一時 1 ドル=76 円 25 銭を記録し、16 年ぶりに過去最高値を更新したことから、G7 の協調為替介入が実施され、震災前の 1 ドル=80 円台に戻りました。

日経平均株価は年度当初は企業業績の改善期待等から 11,000 円台まで上昇しましたが、その後は欧州財政悪化問題や米国・アジア経済の減速、円高等に下押しされ、特に東日本大震災後は一時大幅な下落を記録しました。

[事業の経過及び成果]

こうした金融経済環境の中、当金庫は「中小企業組合と中小企業の皆さまの成長に貢献する」という使命の実現に向け、第一次中期経営計画で掲げた4つの戦略体系、①中小企業の皆さまの企業価値向上、②資金調達基盤の拡充、③健全な経営基盤の構築、④内部態勢整備の下で各種施策に積極的に取り組みました。

「中小企業の皆さまの企業価値向上」については、セーフティネット機能の発揮を最重要事項とし、法定された指定金融機関として危機対応業務を中心にその機能発揮に全力をあげて取り組みました。その結果、制度開始以降の累計実績は7万3千件、4兆8千億円を超える規模となり、こうした中小企業の皆さまの資金繰りや経営の安定化への支援を通じて、地域の雇用維持・経済の安定化に大きく貢献することができました。

平成21年12月に施行された「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（中小企業金融円滑化法）において、当金庫は申込等を受けた銀行等の民間金融機関が緊密な連携を図るべき者と位置付けられています。法の趣旨を踏まえ、返済条件の変更を希望されるお取引先に対しては、実情に応じできる限りこれに対応した結果、平成21年12月以降、3万5千件、1兆4千億円を超える実績となりました。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に対しては、同日、全営業店に「東北地方太平洋沖地震災害に関する特別相談窓口」を開設し、直接・間接を問わず幅広く被害を受けた中小企業の皆さまを支援するため、特に万全を期して取り組んでいます。ご相談に対しては、被災された方々の立場にたって懇切・丁寧かつ迅速な対応に努めることはもとより、個別の実情に応じて、危機対応業務（災害復旧資金）の取り扱いや既往のお借入の返済条件の変更等による支援を行っているところです。

また、平成22年7月に創設した成長戦略総合支援プログラムを活用する等、中小企業の皆さまの企業価値向上に向けて全力でサポートしました。制度開始後の約8ヶ月で1,600件、1,200億円を超える実績をあげるなど多くの中小企業の皆さまの更なる成長に貢献することができました。

「資金調達基盤の拡充」については、個人のお客さまの一層の利便性向上に向けたインフラ整備の一環として、平成22年5月に個人向けインターネットバンキングを開始するなどリテール調達基盤の一層の強化に取り組みました。

「健全な経営基盤の構築」については、事務の集中化やシステム化など一層の業務効率化に積極的に取り組むとともに、経費の削減にも不断に取り組みました。

「内部管理態勢整備」については、これまで以上にお客さま満足度を高め、社会やお客さまの信頼をより強固なものにしていくため、引き続き研修等を通じたコンプライアンスの徹底に取り組みました。また、IR活動や対外広報を積極的に行うほか、中小企業の皆さまのご意見やご助言などを当金庫の業務運営に適切に反映させるため、お取引先の皆さまの代表からなる経営諮問委員会をはじめ、様々なお取引先との懇談の場を設け、中小企業の皆さまのニーズをより幅広くお聞かせいただくなどコミュニケーションの一層の向上に努めました。加えて、平成22年9月に国内では16年ぶりに新たな拠点となる相模原営業所を開設したほか、平成22年5月には京都支店を移転するなど、お客さまの一層の利便性向上に向けた営業拠点の整備に取り組みました。

このような活動により、当期につきましては、次のような成果を収めることができました。この間の株主の皆さま並びにお客さまのご支援に厚くお礼申し上げます。

(預金)

預金は、定期預金等の残高が増加した結果、期末残高は前期末比 1,179 億円増加し、3兆4,558 億円となりました。

(債券)

債券は、割引債等の残高が減少した結果、期末残高は前期末比 3,720 億円減少し、5兆5,692 億円となりました。

(貸出金)

貸出金は、セーフティネット機能を発揮し、お取引先の資金調達ニーズに対応した結果、期末残高は前期末比 646 億円増加し、9兆5,202 億円となりました。

(特定取引資産・特定取引負債)

特定取引資産は、期末残高は前期末比 138 億円増加し、403 億円となりました。

特定取引負債は、期末残高は前期末比 129 億円増加し、339 億円となりました。

(有価証券)

有価証券は、投資環境や市場動向を注視しつつ、国内債券中心に運用を行った結果、期末残高は前期末比 1,455 億円減少し、2兆3,370 億円となりました。

(総資産)

総資産は、前期末比 371 億円増加し、12兆939 億円となりました。

(内国為替取扱高)

内国為替取扱高は、前期比 2,077 億円減少し、22兆1,944 億円となりました。

(外国為替取扱高)

外国為替取扱高は、中小企業の海外展開の広がりから、前期比 19 億 28 百万ドル増加し、66 億 1 百万ドルとなりました。

(損益)

経常収益は、その他業務収益が減少したことなどから、前期比 73 億円減少し、2,072 億円となりました。一方、経常費用は、資金調達費用及び貸倒引当金繰入額が減少したことなどから、前期比 236 億円減少し、1,800 億円となりました。

以上により、経常利益は前期比 162 億円増加し、272 億円となり、当期純利益は前期比 90 億円増加し、147 億円となりました。

[対処すべき課題]

今回の未曾有の大規模災害による経済、金融、国民生活への影響は極めて甚大かつ広範囲に亘るなど復旧・復興に向けた取組みは国家的な課題となっており、政府において、様々な支援策が順次実施されているところです。災害復旧・地域経済復興に取り組む中小企業の皆さまを支えていくことは、危機対応業務の指定金融機関であるとともに、公的金融で唯一、預金・決済機能、短期融資等のフルバンキング機能を有する当金庫の使命そのものであり、全国ネットワークを活用したその機能発揮について国や中小企業の皆さまからも強い期待が寄せられています。

このような状況を踏まえ、当金庫としましては、求められる機能・役割の大きさを十分認識し、まずもって未曾有の大規模災害の復旧・復興に向けて、セーフティネット機能の発揮に万全を期すなど、災害復旧・地域経済復興に取り組む中小企業の皆さまを支えていくことに組織をあげて最優先で取り組んでまいります。

また、当金庫は「中小企業金融の円滑化」を目的とした金融機関として、その使命・役割を的確に発揮していくため、様々なノウハウやソリューションの提供など

を通じ、経営全般に亘ってバックアップするなど中小企業の皆さまの企業価値向上に向けた取組みを一層強化してまいります。製造業を中心に海外進出が加速していることや、将来の少子高齢化社会への対応など中長期的に産業構造が大きく変化することを見据え、幅広い業種・業態において事業再編や構造改革の動きが加速することが見込まれる中、特に、平成23年度は、お取引先からもご意見・ご要望が多く寄せられている「成長戦略支援」、「アジアを中心とした海外展開支援」、「ビジネスマッチングやM&A等の企業間連携支援、事業承継支援」、「農商工連携支援」への取組みを強化してまいります。

加えて、引き続き中小企業の皆さまに良質な資金供給を果たしていくため、個人・法人預金を主体に資金調達の基盤拡充に向けた取組みを一層強化していくとともに、限られた経営資源を最大限有効に活用する観点から、業務の効率化など一層の経営合理化に不断に取り組んでまいります。

これら諸課題への取組みを強化することによって、当金庫の使命である中小企業組合と中小企業の皆さまの成長に貢献するとともに、当金庫自らの健全な経営基盤の構築と収益力の向上へ繋げてまいります。

株主の皆さまにおかれましても、引き続き力強いご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成20年9月期	平成21年3月期	平成21年度	平成22年度
預 金	27,221	31,125	33,378	34,558
定期性預金	14,729	17,887	18,288	20,157
その他	12,491	13,238	15,090	14,401
債 券	66,205	64,057	59,412	55,692
貸 出 金	89,321	91,612	94,556	95,202
融資対象団体等向け	88,347	90,523	92,765	93,337
融資対象団体等向け以外	973	1,088	1,790	1,865
特定取引資産 (トレーディング資産)	119	193	264	403
特定取引負債 (トレーディング負債)	69	137	209	339
有 価 証 券	14,735	15,609	24,826	23,370
国 債	9,206	9,547	19,262	18,313
その他	5,528	6,061	5,564	5,057
総 資 産	105,381	108,819	120,567	120,939
内 国 為 替 取 扱 高	117,235	119,916	224,021	221,944
外 国 為 替 取 扱 高	2,562百万ドル	2,226百万ドル	4,673百万ドル	6,601百万ドル
経 常 利 益 (又は経常損失)	△4,330百万円	△6,290百万円	10,988百万円	27,224百万円
当 期 純 利 益 (又は当期純損失)	2,867百万円	△3,717百万円	5,616百万円	14,711百万円

1株当たりの当期純利益 (又は1株当たりの当期純 損失)	54 銭	△1 円 70 銭	2 円 57 銭	6 円 75 銭
------------------------------------	------	-----------	----------	----------

- 注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. △印は損失を表示しております。
 3. 1株当たりの当期純利益(又は当期純損失)は、当期純利益(又は当期純損失)を期中の平均発行済株式数(自己株式数を控除した株式数)で除して算出しております。
 4. 当金庫は、株式会社商工組合中央金庫法に基づき、平成20年10月1日、株式会社に転換しましたが、参考として、転換前の財産及び損益の状況を記載しております。
 5. 平成20年9月期、平成21年3月期は、いずれも6ヵ月間の数値となっております。

(参考) 連結業績

(単位：億円)

	平成21年3月期	平成21年度	平成22年度
連結経常収益	1,222	2,399	2,314
連結経常利益	△60	126	291
連結当期純利益	△37	67	158
連結純資産額	6,851	8,479	8,605
連結総資産	109,132	120,903	121,356

- 注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当金庫は、株式会社商工組合中央金庫法に基づき子会社を有することとなり、平成21年3月期から連結計算書類を作成しているため、それ以前については、記載しておりません。
 3. 平成21年3月期は、6ヵ月間の数値となっております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使用人数	4,205 人	4,278 人
平均年齢	41 年 4 月	41 年 5 月
平均勤続年数	18 年 11 月	19 年 1 月
平均給与月額	472 千円	481 千円

- 注1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を除いた在籍者数を記載しております。
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額で、時間外勤務手当等を含んでおります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
--	---------	---------

	店 うち出張所	店 うち出張所
北海道地区	5 (1)	5 (1)
東北地区	9 (1)	9 (1)
関東甲信越地区	32 (3)	31 (2)
東海地区	10 (1)	10 (1)
北陸地区	4 (-)	4 (-)
近畿地区	14 (-)	14 (-)
中国地区	10 (1)	10 (1)
四国地区	4 (-)	4 (-)
九州・沖縄地区	12 (1)	12 (1)
国内計	100 (8)	99 (7)
海外計	1 (-)	1 (-)
合計	101 (8)	100 (7)

注1. 該当がない場合は「-」で表示しております。

2. 上記のほか、駐在員事務所を以下のとおり設置しております。

当 年 度 末	前 年 度 末
2 カ 所	2 カ 所

ロ 当年度新設営業所

営業所名	所在地
相模原営業所	神奈川県相模原市中央区相模原四丁目3番14号

注. 平成22年9月13日、営業所（出張所）を新設いたしました。

ハ 代理組合等の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	組合等代理以外の主要業務
1 北央信用組合	北海道札幌市中央区南1条西八丁目7番地1	信用協同組合
2 空知商工信用組合	北海道美唄市西2条南二丁目1番1号	信用協同組合
3 札幌中央信用組合	北海道札幌市中央区南2条西二丁目12番地	信用協同組合
4 ウリ信用組合	北海道札幌市中央区大通西十二丁目4番70	信用協同組合
5 函館商工信用組合	北海道函館市千歳町9番6号	信用協同組合
6 釧路信用組合	北海道釧路市北大通九丁目2番地	信用協同組合
7 十勝信用組合	北海道帯広市大通南九丁目18・20番地	信用協同組合
8 青森県信用組合	青森県青森市大字浜田字玉川207番1	信用協同組合
9 石巻商工信用組合	宮城県石巻市中央二丁目11番5号	信用協同組合
10 古川信用組合	宮城県大崎市古川十日町7番8号	信用協同組合
11 仙北信用組合	宮城県栗原市若柳字川北中町11番地	信用協同組合
12 秋田県信用組合	秋田県秋田市南通亀の町4番5号	信用協同組合
13 北郡信用組合	山形県村山市楯岡晦日町1番8号	信用協同組合
14 山形第一信用組合	山形県東置賜郡高畠町大字高畠687番地	信用協同組合
15 山形中央信用組合	山形県長井市本町一丁目3番3号	信用協同組合

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	組合等代理以外の主要業務
16 会津商工信用組合	福島県会津若松市中央一丁目1番30号	信用協同組合
17 福島県商工信用組合	福島県郡山市堂前町7番7号	信用協同組合
18 いわき信用組合	福島県いわき市小名浜花畑町2番地5	信用協同組合
19 相双信用組合	福島県相馬市中村字大町69番地	信用協同組合
20 茨城県信用組合	茨城県水戸市大町二丁目3番12号	信用協同組合
21 真岡信用組合	栃木県真岡市並木町一丁目13番1号	信用協同組合
22 那須信用組合	栃木県那須塩原市永田町6番9号	信用協同組合
23 かみつけ信用組合	群馬県高崎市田町125番地	信用協同組合
24 あかぎ信用組合	群馬県前橋市千代田町五丁目17番3号	信用協同組合
25 群馬県信用組合	群馬県安中市原市668番地6	信用協同組合
26 東群馬信用組合	群馬県伊勢崎市境315番地5	信用協同組合
27 埼玉信用組合	埼玉県本庄市児玉町児玉44番地16	信用協同組合
28 熊谷商工信用組合	埼玉県熊谷市本町二丁目57番地	信用協同組合
29 君津信用組合	千葉県木更津市潮見三丁目3番	信用協同組合
30 銚子商工信用組合	千葉県銚子市東芝町1番地15	信用協同組合
31 房総信用組合	千葉県茂原市高師町一丁目10番地5	信用協同組合
32 北部信用組合	東京都台東区雷門二丁目2番10号	信用協同組合
33 共立信用組合	東京都大田区大森西一丁目7番2号	信用協同組合
34 東信用組合	東京都墨田区吾妻橋一丁目5番3号	信用協同組合
35 青和信用組合	東京都葛飾区高砂三丁目12番2号	信用協同組合
36 中ノ郷信用組合	東京都墨田区東駒形四丁目5番4号	信用協同組合
37 第一勸業信用組合	東京都新宿区四谷二丁目13番	信用協同組合
38 東京厚生信用組合	東京都新宿区西新宿六丁目2番18号	信用協同組合
39 江東信用組合	東京都江東区住吉二丁目6番8号	信用協同組合
40 文化産業信用組合	東京都千代田区神田神保町一丁目101番地	信用協同組合
41 全東栄信用組合	東京都千代田区神田小川町三丁目6番1号	信用協同組合
42 大東京信用組合	東京都港区東新橋二丁目6番10号	信用協同組合
43 七島信用組合	東京都大島町元町四丁目1番3号	信用協同組合
44 東浴信用組合	東京都千代田区東神田一丁目10番2号	信用協同組合
45 中央商銀信用組合	神奈川県横浜市中区蓬莱町二丁目3番地	信用協同組合
46 小田原第一信用組合	神奈川県小田原市栄町二丁目9番35号	信用協同組合
47 半原信用組合	神奈川県愛甲郡愛川町半原4177	信用協同組合
48 神奈川県医師信用組合	神奈川県横浜市中区花咲町二丁目69番地4号	信用協同組合
49 興栄信用組合	新潟県新潟市西区内野町1066番地	信用協同組合
50 新栄信用組合	新潟県新潟市江南区旭二丁目1番2号	信用協同組合
51 三條信用組合	新潟県三条市興野三丁目11番12号	信用協同組合
52 新潟県信用組合	新潟県新潟市中央区営所通一番町302番地1	信用協同組合
53 協栄信用組合	新潟県燕市東太田6984番地	信用協同組合
54 新潟大栄信用組合	新潟県燕市分水桜町一丁目4番14号	信用協同組合
55 五泉信用組合	新潟県五泉市吉沢二丁目1番30号	信用協同組合

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	組合等代理以外の主要業務
56 巻信用組合	新潟県新潟市西蒲区巻甲 4180 番地 1	信用協同組合
57 太陽信用組合	新潟県阿賀野市中央町一丁目 9 番 1 号	信用協同組合
58 糸魚川信用組合	新潟県糸魚川市南寺町一丁目 8 番 41 号	信用協同組合
59 塩沢信用組合	新潟県南魚沼市塩沢 1198 番地	信用協同組合
60 都留信用組合	山梨県富士吉田市下吉田 1729 番地	信用協同組合
61 山梨県民信用組合	山梨県甲府市相生一丁目 2 番 34 号	信用協同組合
62 長野県信用組合	長野県長野市新田町 1103 番地 1	信用協同組合
63 あすなろ信用組合	長野県松本市元町三丁目 4 番 45 号	信用協同組合
64 岐阜商工信用組合	岐阜県岐阜市今沢町 17 番地	信用協同組合
65 飛騨信用組合	岐阜県高山市本町一丁目 2 番地	信用協同組合
66 益田信用組合	岐阜県下呂市森 690 番地 1	信用協同組合
67 焼津信用金庫	静岡県焼津市栄町三丁目 5 番 14 号	信用金庫
68 静岡信用金庫	静岡県静岡市葵区相生町 1 番 1 号	信用金庫
69 静清信用金庫	静岡県静岡市葵区昭和町 2 番地 1	信用金庫
70 島田信用金庫	静岡県島田市本通三丁目 2 番 1	信用金庫
71 浜松信用金庫	静岡県浜松市中区元城町 114 番地 8	信用金庫
72 遠州信用金庫	静岡県浜松市中区中沢町 81 番 18 号	信用金庫
73 磐田信用金庫	静岡県磐田市中泉 578 番地 1	信用金庫
74 掛川信用金庫	静岡県掛川市亀の甲二丁目 203 番地	信用金庫
75 沼津信用金庫	静岡県沼津市大手町五丁目 6 番 16 号	信用金庫
76 三島信用金庫	静岡県三島市芝本町 12 番 3 号	信用金庫
77 富士信用金庫	静岡県富士市青島町 212 番地	信用金庫
78 富士宮信用金庫	静岡県富士宮市元城町 31 番 15 号	信用金庫
79 愛知県中央信用組合	愛知県碧南市栄町二丁目 41 番地	信用協同組合
80 信用組合愛知商銀	愛知県名古屋市中村区則武一丁目 5 番 1 号	信用協同組合
81 イオ信用組合	岐阜県岐阜市加納桜田町三丁目 11 番地 2	信用協同組合
82 岡崎信用金庫	愛知県岡崎市菅生町字元菅 41 番地	信用金庫
83 豊橋商工信用組合	愛知県豊橋市駅前大通三丁目 55 番地	信用協同組合
84 三河信用組合	愛知県蒲郡市神明町 12 番 20 号	信用協同組合
85 富山県信用組合	富山県富山市大手町 3 番 5 号	信用協同組合
86 金沢中央信用組合	石川県金沢市上近江町 15 番地	信用協同組合
87 石川県医師信用組合	石川県金沢市鞍月東二丁目 48 番地	信用協同組合
88 滋賀県信用組合	滋賀県甲賀市水口町八光 2 番 45 号	信用協同組合
89 京都北都信用金庫	京都府宮津市字鶴賀 2054 番地 1	信用金庫
90 京都信用金庫	京都府京都市下京区四条通柳馬場東入立売東町 7 番地	信用金庫
91 のぞみ信用組合	大阪府大阪市中央区内本町二丁目 3 番 5 号	信用協同組合
92 大同信用組合	大阪府大阪市西区北堀江一丁目 4 番 3 号	信用協同組合
93 大阪貯蓄信用組合	大阪府大阪市淀川区西三国一丁目 21 番 40 号	信用協同組合
94 大阪協栄信用組合	大阪府大阪市中央区日本橋二丁目 9 番 18 号	信用協同組合
95 成協信用組合	大阪府東大阪市足代南一丁目 11 番 9 号	信用協同組合

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	組合等代理以外の主要業務
96 大阪府医師信用組合	大阪府大阪市天王寺区清水谷町 19 番 14 号	信用協同組合
97 兵庫県信用組合	兵庫県神戸市中央区栄町通三丁目 4 番 17 号	信用協同組合
98 淡陽信用組合	兵庫県洲本市栄町一丁目 3 番 17 号	信用協同組合
99 鳥取信用金庫	鳥取県鳥取市栄町 645 番地	信用金庫
100 倉吉信用金庫	鳥取県倉吉市昭和町一丁目 60 番地	信用金庫
101 米子信用金庫	鳥取県米子市東福原二丁目 5 番 1 号	信用金庫
102 島根益田信用組合	島根県益田市駅前町 14 番 23 号	信用協同組合
103 島根中央信用金庫	島根県出雲市今市町 252 番地 1	信用金庫
104 笠岡信用組合	岡山県笠岡市笠岡 2388 番地 40	信用協同組合
105 信用組合岡山商銀	岡山県岡山市北区野田二丁目 7 番 9 号	信用協同組合
106 広島県信用組合	広島県広島市中区富士見町 1 番 17 号	信用協同組合
107 広島市信用組合	広島県広島市中区袋町 3 番 17 号	信用協同組合
108 信用組合広島商銀	広島県広島市中区西平塚町 4 番 12 号	信用協同組合
109 朝銀西信用組合	岡山県岡山市北区駅前町二丁目 6 番 19 号	信用協同組合
110 両備信用組合	広島県府中市元町 462 番地 10	信用協同組合
111 備後信用組合	広島県福山市野上町三丁目 2 番 3 号	信用協同組合
112 山口県信用組合	山口県山陽小野田市中央一丁目 2 番 40 号	信用協同組合
113 徳島信用金庫	徳島県徳島市紺屋町 8 番地	信用金庫
114 阿南信用金庫	徳島県阿南市富岡町トノ町 28 番地 14	信用金庫
115 香川県信用組合	香川県高松市亀井町 9 番地 10	信用協同組合
116 土佐信用組合	高知県土佐市高岡町甲 2137 番地 1	信用協同組合
117 宿毛商銀信用組合	高知県宿毛市小筑紫町小筑紫 267 番地 6	信用協同組合
118 福岡県南部信用組合	福岡県久留米市合川町字十三部 31 番地 3	信用協同組合
119 とびうめ信用組合	福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目 10 番 1 号	信用協同組合
120 福岡県中央信用組合	福岡県福岡市中央区赤坂一丁目 10 番 17 号	信用協同組合
121 九州幸銀信用組合	福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目 2 番 12 号	信用協同組合
122 佐賀東信用組合	佐賀県佐賀市神野東二丁目 3 番 1 号	信用協同組合
123 佐賀西信用組合	佐賀県鹿島市大字高津原 4369 番地 1	信用協同組合
124 佐賀県医師信用組合	佐賀県佐賀市新中町 2 番 15 号	信用協同組合
125 長崎三菱信用組合	長崎県長崎市水の浦町 1 番 2 号	信用協同組合
126 長崎県医師信用組合	長崎県長崎市茂里町 3 番 27 号	信用協同組合
127 福江信用組合	長崎県五島市中央町 8 番地 15	信用協同組合
128 長崎県民信用組合	長崎県佐世保市下京町 8 番 15 号	信用協同組合
129 佐世保中央信用組合	長崎県佐世保市宮崎町 3 番 18 号	信用協同組合
130 熊本県信用組合	熊本県熊本市紺屋今町 1 番 1 号	信用協同組合
131 大分県信用組合	大分県大分市中島西二丁目 4 番 1 号	信用協同組合
132 宮崎県南部信用組合	宮崎県日南市南郷町中村乙 8241 番地 2	信用協同組合
133 奄美信用組合	鹿児島県奄美市名瀬幸町 6 番 5 号	信用協同組合
134 鹿児島興業信用組合	鹿児島県鹿児島市東千石町 17 番 11 号	信用協同組合
135 コザ信用金庫	沖縄県沖縄市上地二丁目 10 番 1 号	信用金庫

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	組合等代理以外の主要業務
136 株式会社整理回収機構	東京都中野区本町二丁目 46 番 1 号	普通銀行
137 株式会社沖縄海邦銀行	沖縄県那覇市久茂地二丁目 9 番 12 号	普通銀行
138 全国経済事業協同組合連合会	東京都中央区日本橋茅場町二丁目 8 番 4 号	事業協同組合

ニ 株式会社商工組合中央金庫が営む銀行代理業等の状況
該当ございません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位 百万円)

設備投資の総額	1,026
---------	-------

注. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内容
京都支店跡地の処分 (処分時の価額は 2,092 百万円 (簿価 495 百万円) であります。)

注. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当金庫が有する子会社等の議決権比率 (%)	その他
八重洲商工株式会社	東京都港区芝大門二丁目 12 番 18 号	事務代行業務	昭和 37 年 9 月 8 日	90 百万円	100.00	—
株式会社商工中金情報システム	東京都東村山市美住町二丁目 10 番 1 号	ソフトウェアの開発、計算受託業務	昭和 48 年 12 月 14 日	70 百万円	— (100.00)	—
商工サービス株式会社	東京都中央区京橋三丁目 3 番 2 号	福利厚生業務	昭和 57 年 11 月 25 日	32 百万円	62.50 (37.50)	—
八重洲興産株式会社	東京都港区芝大門二丁目 12 番 18 号	不動産管理業務	昭和 47 年 6 月 22 日	35 百万円	100.00	—

株式会社商工中金経済研究所	東京都港区芝大門二丁目12番18号	情報サービス、コンサルティング、ベンチャーキャピタル業務	昭和49年12月10日	80百万円	23.07 (76.92)	—
商工中金リース株式会社	東京都台東区上野一丁目10番12号	リース業務	昭和57年10月8日	1,000百万円	100.00	—
商中カード株式会社	東京都港区芝大門二丁目12番18号	クレジットカード業務	平成3年1月22日	70百万円	100.00	—

注1. 資本金は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当金庫が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 当金庫が有する子会社等の議決権比率欄の()内は、子会社等有する議決権の比率であります。
4. 連結対象の子会社等は上記7社であります。

重要な業務提携の概況

1. 株式会社新生銀行、株式会社あおぞら銀行と提携し、現金自動設備の相互利用による現金自動引き出しサービスを行っております。
2. 株式会社みずほ銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行、株式会社みずほコーポレート銀行及び株式会社埼玉りそな銀行、並びに三菱UFJ信託銀行株式会社、みずほ信託銀行株式会社、中央三井信託銀行株式会社及び住友信託銀行株式会社と提携し、現金自動設備の相互利用による現金自動引き出しサービスを行っております。
3. 株式会社ゆうちょ銀行と提携し、現金自動設備の相互利用による現金自動預け入れ・引き出しサービスを行っております。
4. 株式会社セブン銀行と提携し、コンビニエンスストア等の店舗内に設置された同行の現金自動設備による現金自動預け入れ・引き出しサービスを行っております。
5. 地域金融機関との協調融資や情報交換を緊密に行うため、平成23年3月31日現在、356の地域金融機関（地方銀行協会加盟行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫及び信用組合等）と業務協力文書を締結しております。
6. アジア地域に進出される中小企業の皆さまに対し、金融サービス面でのサポートを強化するため、スタンダードチャータード銀行、バンコック銀行、交通銀行と業務提携をしております。なお、平成23年4月1日付で香港上海銀行と同様の業務提携を開始いたしました。

- (7) 事業譲渡等の状況
該当ございません。

- (8) その他現況に関する重要な事項
該当ございません。

2 会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項

(1) 会社役員の状態

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
関 哲夫	取締役社長（代表取締役）	—	—
杉山 秀二	取締役副社長（代表取締役）	—	—
木村 幸俊	取締役副社長（代表取締役） 監査部	—	—
安倍 保	専務取締役（代表取締役） 秘書室、経営企画部、人事部	—	—
野村 清二	取締役常務執行役員 審査本部	—	—
森 英雄	取締役常務執行役員 総務部、広報部、業務推進部	—	—
田中 千洋	取締役常務執行役員 統合リスク管理部、与信統括部	—	—
田中 秀明	取締役常務執行役員 組織金融部、資産サポート部	—	—
柏木 敏宏	取締役常務執行役員 調査部、資金証券部	—	—
秋津 芳孝	取締役常務執行役員 管理部、システム部、事務総合部、 市場業務室	—	—
白井 友康	取締役常務執行役員 市場営業部、国際部、ソリューション事業部	—	—
山口 信夫	取締役（社外取締役）	旭化成株式会社 代表取締役名誉会長 アサヒビール株式会社 社外取締役 日本テレビ放送網株式会社 社外取締役 株式会社読売新聞グループ本社 社外監査役 日本商工会議所 名誉会頭 東京商工会議所 名誉会頭	平成 22 年 9 月 14 日 逝去
白須 光美	常勤監査役（社外監査役）	—	—
園田 邦一	常勤監査役	—	—
大橋 清	監査役	—	—
多比羅 誠	監査役（社外監査役）	ひいらぎ総合法律事務所弁 護士	—

		グローウェルホールディングス 株式会社 社外監査役	
--	--	------------------------------	--

注1. 当金庫は、執行役員制度を採用しており、取締役会において、業務を行う取締役として常務執行役員を選任しております。

2. 取締役山口信夫氏の地位及び担当、重要な兼職欄の記載は、同氏が平成22年9月14日に逝去により退任した時点の肩書きを記載したものです。

(2) 会社役員に対する報酬等

i) 当事業年度に係る報酬等の総額

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等
取締役	15人	240 (うち報酬以外の金額25)
監査役	4人	49 (うち報酬以外の金額3)
計	19人	289 (うち報酬以外の金額29)

注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 株主総会で定められた会社役員に対する報酬限度額は、取締役については月額20百万円以内、監査役については月額5百万円以内です。

3. 取締役の「報酬等」には、報酬のほか、役員退職慰労引当金繰入額24百万円及び役員退職慰労金1百万円を含めております。また、監査役の「報酬等」には、報酬のほか、役員退職慰労引当金繰入額3百万円を含めております。

4. 上記の取締役の支給人数には、平成22年6月22日開催の第2回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名及び同年9月14日に逝去により退任した取締役山口信夫氏を含んでおります。

5. 当金庫は委員会設置会社ではありませんが、取締役会の諮問を受け、取締役及び監査役の報酬及び退職慰労金に係る事項等を審議する機関として報酬委員会を設置しております。取締役及び監査役が受ける個人の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針について、同委員会の答申を受け、取締役の報酬については取締役会の決議により、また監査役の報酬については監査役の協議により、以下のとおり定めております。

①報酬

支給月額	取締役社長	1,959,872円 (1,211,000円)
	取締役副社長	1,785,086円 (1,103,000円)
	専務取締役	1,644,285円 (1,016,000円)
	取締役常務執行役員	1,503,485円 (929,000円)
	常勤監査役	1,428,311円 (882,550円)

注1. 当該「支給月額」を報酬として支給し、その他賞与等の支給はありません。

2. ()内は、支給月額のうち、「退職慰労金算定の基準となる報酬月額」を記載しております。

②退職慰労金

退職の日における「退職慰労金算定の基準となる報酬月額」×0.125×在籍期間（月数）×業績勘案率※

※業績勘案率については報酬委員会への諮問に対する答申を受け、取締役については取締役会の決議により、また、監査役については監査役の協議により、0.0～2.0の範囲内で決定します。

ii) 当事業年度に支払った役員退職慰労金

平成22年6月22日開催の第2回定時株主総会の決議に基づき、以下のとおり退職慰労金を支払っております。

- ・取締役3名に対し 11百万円

（上記には、過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に計上した役員退職慰労引当金繰入額9百万円が含まれております。）

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況	
山口 信夫	旭化成株式会社 アサヒビール株式会社 日本テレビ放送網株式会社 株式会社読売新聞グループ本社 日本商工会議所 東京商工会議所	代表取締役名誉会長 社外取締役 社外取締役 社外監査役 名誉会頭 名誉会頭
白須 光美	該当ございません。	
多比羅 誠	ひいらぎ総合法律事務所 グローヴェルホールディングス株式会社	弁護士 社外監査役

注1. 当金庫は旭化成株式会社の株式を保有しております。

2. 当金庫とアサヒビール株式会社、日本テレビ放送網株式会社及び株式会社読売新聞グループ本社との間には特別な関係はありません。

3. 当金庫は、日本商工会議所と覚書を締結し、各地商工会議所と連携した提携ローンの取扱いや地域再生・活性化に係る情報交換等を行っております。

4. 当金庫とひいらぎ総合法律事務所及びグローヴェルホールディングス株式会社との間に特別な関係はありません。

5. 取締役山口信夫氏の兼職その他の状況欄の記載は、同氏が平成22年9月14日に逝去により退任した時点の肩書きを記載したものです。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
山口 信夫	1年11ヵ月	当期開催の取締役会9回のうち8回に出席しております。	必要に応じ、経営全般に関する豊富な知識・経験を活かし、意見交換等を行っております。
白須 光美	2年6ヵ月	当期開催の取締役会17回のうち17回に出席しております。 当期開催の監査役会15回のうち15回に出席しております。	必要に応じ、主に監査分野における豊富な経験と見識に基づき、発言を行っております。
多比羅 誠	2年6ヵ月	当期開催の取締役会17回のうち14回に出席しております。 当期開催の監査役会15回のうち15回に出席しております。	必要に応じ、主に監査分野における豊富な経験と見識に基づき、発言を行っております。

注1. 「取締役会への出席状況」と「取締役会における発言その他の活動状況」には、監査役会への出席状況と監査役会における発言その他の活動状況を含めて記載

しております。

- 取締役山口信夫氏の「在任期間」、「取締役会への出席状況」及び「取締役会における発言その他の活動状況」欄の記載は、同氏が平成 22 年 9 月 14 日逝去により退任した時点の状況を記載したものです。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
山口 信夫	在任中、その任務を怠ったことにより当金庫に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第 425 条第 1 項に規定する最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとし、その余の金額については当金庫に対して責任を負わないものとします。
多比羅 誠	

(4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	株式会社商工組合中央金庫からの報酬等	株式会社商工組合中央金庫の子会社等からの報酬等
報酬等の合計	3 人	23 (うち報酬以外の金額 1)	該当ございません。

注 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

- 「株式会社商工組合中央金庫からの報酬等」には、報酬のほか、取締役の役員退職慰労引当金繰入額 0 百万円及び監査役の役員退職慰労引当金繰入額 1 百万円を含めております。
- 上記には、平成 22 年 9 月 14 日に逝去により退任した取締役山口信夫氏を含めております。

(5) 社外役員の意見

該当ございません。

4 当金庫の株式に関する事項

(1) 株式数 発行可能株式総数	普通株式	4,000,000,000 株
	危機対応準備金株式	10 株
発行済株式の総数	普通株式	2,186,531,448 株

(2) 当年度末株主数 27,360 名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	持株数等	持株比率
財務大臣	1,016,000 千株	46.67%
東銀リース株式会社	5,300	0.24
大阪船場繊維卸商団地協同組合	4,720	0.21
関東交通共済協同組合	4,303	0.19
株式会社珈栄舎	3,641	0.16
東京カメラ流通協同組合	3,633	0.16
協同組合広島総合卸センター	3,150	0.14
日本絹人繊維物工業組合連合会	3,110	0.14
東京木材問屋協同組合	3,084	0.14
中部交通共済協同組合	3,000	0.13
興銀リース株式会社	3,000	0.13

注1. 持株数等は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式(9,629千株)を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 株主構成

区 分	持 株 数 等	持 株 比 率
政 府	1,016,000 千株	46.67%
中 小 企 業 等 協 同 組 合	741,052	34.04
事業協同組合・同連合会	670,735	30.81
事 業 協 同 小 組 合	1	0.00
火災共済協同組合・同連合会	11,884	0.54
信用協同組合・同連合会	55,603	2.55
企 業 組 合	2,828	0.12
協 業 組 合	9,179	0.42
商 工 組 合 ・ 同 連 合 会	26,297	1.20
商店街振興組合・同連合会	1,948	0.08
生活衛生同業組合・同連合会	3,963	0.18
酒類業組合・同連合会	671	0.03
内航海運組合・同連合会	3,369	0.15
輸 出 組 合 ・ 輸 入 組 合	4	0.00
市 街 地 再 開 発 組 合	2	0.00
中 小 企 業 団 体 の 構 成 員	374,340	17.19
そ の 他	74	0.00

注1. 持株数等は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記のほか自己株式9,629千株があります。持株比率は、自己株式数を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
あらた監査法人 指定社員 業務執行社員 公認会計士 大塚 啓一 指定社員 業務執行社員 公認会計士 男澤 顕 指定社員 業務執行社員 公認会計士 小林 尚明	88	会計監査人が対価を得て行う非監査業務の内容 ・ 国際財務報告基準に関するアドバイザー・サービス業務

注. 当金庫、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する金銭その他の財産上の利益の合計額は 95 百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ございません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当金庫は、会社法第 340 条に基づき監査役会において会計監査人を解任するほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる等の場合には、監査役会の同意又は請求に基づき、会計監査人の解任又は不再任を目的とする議題を株主総会に提出いたします。

ロ 会社法第 459 条第 1 項の規定による定款の定めがあるときは、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

会社法第 459 条第 1 項の規定による定款の定めはありません。

ハ 会社法第 444 条第 3 項に規定する大会社である場合には、株式会社商工組合中央金庫の会計監査人以外の公認会計士(公認会計士法第 16 条の 2 第 5 項に規定する外国公認会計士を含む。)又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)が、株式会社商工組合中央金庫の重要な子法人等の計算関係書類(これに相当するものを含む。)の監査(会社法又は金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。)をしているときは、その事実

該当ございません。

6 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

特に定めておりません。

7 業務の適正を確保する体制

当金庫は、業務の適正を確保する体制の整備に係る基本方針を、取締役会において次のとおり決議しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 取締役会は、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、企業理念、倫理憲章を制定・周知するとともに、各種内部規程及びコンプライアンス・ハンドブックを制定・周知することにより、役職員が法令等を遵守する体制を整備する。

ロ. コンプライアンスの企画、推進及び管理に係る審議・検討を行う会議並びに統括部署としてコンプライアンス統括室を設置するとともに、全部室店にコンプライアンス責任者及びコンプライアンス担当者を設置する。

ハ. 取締役会は、コンプライアンス統括室に、年度ごとに、研修の実施などコンプライアンスに係る具体的な実践計画であるコンプライアンス・プログラムを策定させ、定期的に実践状況を確認する。

ニ. コンプライアンスに抵触する事案が発生した場合に、速やかに取締役及び監査役へ報告する体制を整備する。また、社内及び社外に内部通報窓口を設置し、不正行為などコンプライアンスに抵触する事案が隠蔽されない体制を整備する。

ホ. 執行部門から独立した内部監査部署は、コンプライアンス態勢等の有効性及び適切性について監査を行うとともに、監査結果等について取締役会に報告する。

ヘ. 反社会的勢力の不当な介入を排除するための方針を制定・周知し、反社会的勢力を断固排除するための体制を整備する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 取締役会議事録など、取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び内部規程に基づき保存・管理を行う。

ロ. 監査役は、これらの情報を常時閲覧することができる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 取締役会は、業務遂行上認識すべきリスクを定義し、「リスク管理規程」及びリスク種類毎の管理方針を制定・周知するとともに、リスク種類毎及び統合リスクの管理部署を定めるなど、リスクを的確に把握し、管理するための体制を整備する。

ロ. 取締役会及び経営会議等は、全体のリスク及び個別のリスクに関する報告を受けるとともに、必要な決定を行う。

ハ. 執行部門から独立した内部監査部署は、リスク管理の有効性及び適切性について監査を行うとともに、監査結果等について取締役会に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役会を別途定める規則に従って定例開催するほか、取締役会から一定の権限の委譲を受けた経営会議を設置する。経営会議は、取締役会から授権され

た事項について決定するほか、取締役会への付議事項を事前に検討する。また、経営会議へ付議する事項を審議する各種会議を設置する。

ロ. 取締役会は、中期経営計画並びに単年度の経営計画、業務計画及び予算を策定し、効率的な職務執行を行う。

ハ. 取締役の職務の執行を効率的に行うため、職制、分掌業務及び職務の権限に係る内部規程を制定し、職務執行を分担する。

ニ. 中小企業組合及び中小企業により構成される経営諮問委員会を設置し、中小企業組合と中小企業の意向を経営に反映させる仕組みを構築する。

(5) 当会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 取締役会は、当会社及び子会社等の業務の適正を確保するため、企業理念、倫理憲章を制定・周知するとともに、子会社等の業務運営を適切に管理するための規程を制定・周知する。

ロ. 取締役会は、子会社等を統括して管理する部署（以下「統括部署」という。）及び子会社等ごとに担当部署（以下「担当部署」という。）を設置し、コンプライアンス、リスク管理及び顧客保護の観点から子会社等の業務運営を適切に管理する。

ハ. 統括部署及び担当部署は、子会社等から業務運営状況等の報告を受け、子会社等の実態把握及び指導を行い、子会社等の業務運営状況等を定期的に取り締役会及び経営会議に報告する。

ニ. 執行部門から独立した内部監査部署は、子会社等の監査を行い、監査結果等について取締役会に報告する。

ホ. 当会社と子会社等との間で取引を行うに当たって、不当な指示・要求を行わないこととし、原則として通常一般の条件により取引を行う。

(6) 当会社及び子会社からなる企業集団における財務報告の信頼性を確保するための体制

財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保するため、財務報告プロセスの整備、内部統制の文書化、財務報告プロセスに係る内部監査など、適切な内部統制を構築する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

イ. 監査役の職務を補助するため、執行部門から独立した使用人（監査役付）を配置する。

ロ. 監査役付は、取締役の指揮命令を受けないものとし、監査役付の人事・処遇関係については、監査役と事前に協議する。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ. 取締役及び使用人は、当会社の重要な決定事項、子会社に係る重要な事項その他当会社に重要な影響を及ぼす情報について監査役へ報告を行う。

ロ. 取締役及び使用人は、監査役が報告を求める事項の報告を行う。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 代表取締役、内部監査部門及び会計監査人は、監査役と定期的に意見交換を行う。

ロ. 取締役及び使用人は、監査役による監査の実施に協力する。

ハ. 監査役は、監査役会規程及び監査役監査規程を制定し、同規程に基づき監査を実施する。

ニ. 監査役は、必要に応じて外部専門家の意見を徴する。

8 会計参与に関する事項

会計参与を設置していません。

9 その他

該当ございません。

第82期末(平成23年3月31日現在)貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	113,885	預 金	3,455,853
現 金	24,140	当 座 預 金	465,429
預 け 金	89,744	普 通 預 金	794,538
コーポレート	37,377	通 知 預 金	69,407
買入金銭債権	29,927	定 期 預 金	2,015,715
特定取引資産	40,353	そ の 他 の 預 金	110,761
商品有価証券	2,125	譲渡性預金	40,430
特定金融派生商品	38,227	債 券	5,569,201
有 価 証 券	2,337,047	債 券 発 行 高	5,569,201
国 債	1,831,307	特 定 取 引 負 債	33,939
地 方 債	140,123	特 定 金 融 派 生 商 品	33,939
社 債	331,634	借 用 金	1,821,224
株 式 債	27,015	借 入 金	1,821,224
そ の 他 の 証 券	6,967	外 国 為 替	9
貸 出 金	9,520,295	売 渡 外 国 為 替	4
割 引 手 形	295,021	未 払 外 国 為 替	5
手 形 貸 付	598,960	そ の 他 負 債	215,626
証 書 貸 付	7,482,589	未 決 済 為 替 借	0
当 座 貸 越	1,143,723	未 払 法 人 税 等	5,299
外 国 為 替	11,844	未 払 費 用	19,711
外 国 他 店 預 け	7,622	前 受 収 益	15,224
買 入 外 国 為 替	933	従 業 員 預 り 金	4,038
取 立 外 国 為 替	3,288	金 融 派 生 商 品	86
そ の 他 資 産	41,263	リ ー ス 債 務	571
未 決 済 為 替 貸 用	10	資 産 除 去 債 務	89
未 払 費 用	4,349	未 払 債 券 元 金	161,275
未 収 収 益	11,048	そ の 他 の 負 債	9,329
金 融 派 生 商 品	5,759	賞 与 引 当 金	4,160
そ の 他 の 資 産	20,095	退 職 給 付 引 当 金	19,230
有 形 固 定 資 産	39,953	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	58
建 物	14,352	睡 眠 債 券 払 戻 損 失 引 当 金	3,607
土 地	23,848	環 境 対 策 引 当 金	250
リ ー ス 資 産	548	支 払 承 諾	75,985
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	1,204	支 払 承 諾	73,683
無 形 固 定 資 産	8,568	代 理 貸 付 保 証	2,301
ソ フ ト ウ ェ ア	6,984	負 債 の 部 合 計	11,239,576
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	1,583	(純資産の部)	
繰 延 税 金 資 産	62,356	資 本 金	218,653
支 払 承 諾 見 返	75,985	危 機 対 応 準 備 金	150,000
支 払 承 諾 見 返	73,683	特 別 準 備 金	400,811
代 理 貸 付 保 証 見 返	2,301	資 本 剰 余 金	0
貸 倒 引 当 金	△224,881	そ の 他 資 本 剰 余 金	0
		利 益 剰 余 金	79,714
		利 益 準 備 金	15,214
		そ の 他 利 益 剰 余 金	64,500
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	644
		特 別 積 立 金	49,570
		繰 越 利 益 剰 余 金	14,284
		自 己 株 式	△970
		株 主 資 本 合 計	848,208
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	6,092
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	98
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	6,190
		純 資 産 の 部 合 計	854,399
資 産 の 部 合 計	12,093,975	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	12,093,975

第82期

平成22年4月 1日から
平成23年3月31日まで

損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額	金 額
経常	利益	184,845	207,265
常	運用	167,196	
資	有価証券	14,407	
金	の売却	232	
	の取得	64	
	の売却	64	
	の取得	2,879	
役	務	9,755	
取	引	1,630	
受	取	8,124	
所	得	5,886	
特	定	9	
取	引	5,876	
商	品	2,725	
の	他	1,517	
業	務	1,202	
外	国	5	
債	権	4,052	
の	他	68	
経	常	3,984	
費	用		
調	達	52,586	180,041
預	渡	5,665	
債	券	145	
の	償	35,999	
借	入	19	
引	取	0	
支	払	10,669	
引	取	86	
支	払	2,405	
引	取	399	
支	払	2,006	
引	取	55	
支	払	55	
引	取	2,323	
支	払	1,472	
引	取	514	
支	払	81	
引	取	254	
支	払	76,084	
引	取	46,585	
支	払	39,059	
引	取	847	
支	払	55	
引	取	2,386	
支	払	4,234	
引	取		27,224
支	払		1,996
引	取		1,297
支	払		152
引	取		896
支	払		248
引	取		27,923
支	払		4,812
引	取		8,400
支	払		13,212
引	取		14,711

第82期 [平成22年4月 1日から
平成23年3月31日まで] 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
株 主 資 本	
資 本 金	
前 期 末 残 高	2 1 8 , 6 5 3
当 期 変 動 額	
当 期 変 動 額 合 計	—
当 期 末 残 高	2 1 8 , 6 5 3
危 機 対 応 準 備 金	
前 期 末 残 高	1 5 0 , 0 0 0
当 期 変 動 額	
当 期 変 動 額 合 計	—
当 期 末 残 高	1 5 0 , 0 0 0
特 別 準 備 金	
前 期 末 残 高	4 0 0 , 8 1 1
当 期 変 動 額	
当 期 変 動 額 合 計	—
当 期 末 残 高	4 0 0 , 8 1 1
資 本 剰 余 金	
そ の 他 資 本 剰 余 金	
前 期 末 残 高	0
当 期 変 動 額	
自 己 株 式 の 処 分	0
当 期 変 動 額 合 計	0
当 期 末 残 高	0
資 本 剰 余 金 合 計	
前 期 末 残 高	0
当 期 変 動 額	
自 己 株 式 の 処 分	0
当 期 変 動 額 合 計	0
当 期 末 残 高	0
利 益 剰 余 金	
利 益 準 備 金	
前 期 末 残 高	1 4 , 3 1 4
当 期 変 動 額	
剰 余 金 の 配 当	8 9 9
当 期 変 動 額 合 計	8 9 9
当 期 末 残 高	1 5 , 2 1 4
そ の 他 利 益 剰 余 金	
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	
前 期 末 残 高	—
当 期 変 動 額	
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 積 立	6 4 7
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩	△ 2
当 期 変 動 額 合 計	6 4 4
当 期 末 残 高	6 4 4
特 別 積 立 金	
前 期 末 残 高	4 9 , 5 7 0

科 目	金 額
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	49,570
繰越利益剰余金	
前期末残高	5,616
当期変動額	
剰余金の配当	△5,398
当期純利益	14,711
固定資産圧縮積立金の積立	△647
固定資産圧縮積立金の取崩	2
当期変動額合計	8,667
当期末残高	14,284
利益剰余金合計	
前期末残高	69,502
当期変動額	
剰余金の配当	△4,498
当期純利益	14,711
固定資産圧縮積立金の積立	—
固定資産圧縮積立金の取崩	—
当期変動額合計	10,212
当期末残高	79,714
自己株式	
前期末残高	△958
当期変動額	
自己株式の取得	△12
自己株式の処分	0
当期変動額合計	△11
当期末残高	△970
株主資本合計	
前期末残高	838,008
当期変動額	
剰余金の配当	△4,498
当期純利益	14,711
自己株式の取得	△12
自己株式の処分	0
当期変動額合計	10,200
当期末残高	848,208
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	4,718
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,373
当期変動額合計	1,373
当期末残高	6,092
繰延ヘッジ損益	
前期末残高	247

科 目	金 額
当 期 変 動 額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 1 4 9
当 期 変 動 額 合 計	△ 1 4 9
当 期 末 残 高	9 8
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
前 期 末 残 高	4, 9 6 6
当 期 変 動 額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1, 2 2 4
当 期 変 動 額 合 計	1, 2 2 4
当 期 末 残 高	6, 1 9 0
純 資 産 合 計	
前 期 末 残 高	8 4 2, 9 7 4
当 期 変 動 額	
剰 余 金 の 配 当	△ 4, 4 9 8
当 期 純 利 益	1 4, 7 1 1
自 己 株 式 の 取 得	△ 1 2
自 己 株 式 の 処 分	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1, 2 2 4
当 期 変 動 額 合 計	1 1, 4 2 4
当 期 末 残 高	8 5 4, 3 9 9

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については当事業年度末前1ヵ月平均に基づいた市場価格、時価のある株式以外のものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2年～60年

その他 2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については零としております。

5. 繰延資産の処理方法

債券発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」

(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠債券払戻損失引当金

睡眠債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券等について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) 環境対策引当金

環境対策引当金は、PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の処理費用の支出に備えるため、今後発生すると認められる額を計上しております。

(追加情報)

当事業年度において、PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理費用の金額的重要性が増したことから、今後の発生見込額を環境対策引当金として計上しております。

これにより、税引前当期純利益は250百万円減少し、環境対策引当金は、同額増加しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(2) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引に対して、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

(資産除去債務に関する会計基準)

当事業年度から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、経常利益は31百万円、税引前当期純利益は927百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の増加額は88百万円、その他の資産の減少額は810百万円であります。

追加情報

(特別準備金)

平成20年10月1日の株式会社化に伴い、株式会社商工組合中央金庫法附則第5条に基づき、資本金、利益剰余金から特別準備金への振替を行っております。

なお、特別準備金は、次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、特別準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法第44条第2項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金の額の合計額が零となったときは、特別準備金の額を減少することができます。なお、特別準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法第44条第4項の規定に基づき、特別準備金の額を増加しなければなりません。
- (3) 自己資本の充実の状況その他財務内容の健全性が向上し、その健全性が確保されるに至ったと認められる場合には、株式会社商工組合中央金庫法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、特別準備金の額の全部又は一部を国庫に納付することができます。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、特別準備金の額を国庫に納付するものとされています。

(危機対応準備金)

株式会社商工組合中央金庫法附則第1条の2に基づき、危機対応業務の円滑な実施のため、政府が出資した金額を危機対応準備金として計上しております。

なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法第44条第1項の規定に基づき、特別準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法第44条第4項の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。この危機対応準備金の額の増加は、株式会社商工組合中央金庫法第44条第5項の規定に基づき、特別準備金の額の増加に先立って行うこととされています。
- (3) 危機対応業務の円滑な実施のため必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと株式会社商工組合中央金庫が認める場合には、株式会社商工組合中央金庫法第45条に基づき、株主総会の決議によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 3,933百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は105,756百万円、延滞債権額は197,683百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,535百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権に該当する金額はありません。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は304,975百万円であります。
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、295,955百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 186,417百万円
担保資産に対応する債務
預金 5,448百万円
借入金 35,000百万円
上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券177,325百万円を差し入れております。
また、その他の資産のうち保証金・敷金等は、2,360百万円であります。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、868,217百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが833,597百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受

けた融資の中止又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 59,325百万円
10. 有形固定資産の圧縮記帳額 18,328百万円
11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金46,000百万円が含まれております。
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は192,389百万円であります。
13. 1株当たりの純資産額 139円45銭
純資産額の算定にあたっては、株式会社商工組合中央金庫法施行規則に基づき、危機対応準備金及び特別準備金を控除しております。
14. 関係会社に対する金銭債権総額 20,255百万円
15. 関係会社に対する金銭債務総額 5,914百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	190百万円
役務取引等に係る収益総額	15百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	82百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	15百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	254百万円
その他の取引に係る費用総額	4,586百万円

2. 1株当たり当期純利益金額 6円75銭

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘 要
自己株式					
普通株式	9,541	90	2	9,629	(注)
合計	9,541	90	2	9,629	

(注) 自己株式のうち普通株式の増加は、単元未満株式の買取請求に応じたことによるものであります。減少は、単元未満株式の買増請求に応じたことによるものであります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成23年3月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた 評価差額（百万円）
売買目的有価証券	△2

2. 満期保有目的の債券（平成23年3月31日現在）

	種類	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	219,713	222,571	2,858
	社債	7,815	7,830	14
	小計	227,528	230,401	2,873
時価が貸借対照表 計上額を超えない もの	国債	122,443	121,908	△535
	社債	—	—	—
	小計	122,443	121,908	△535
合計		349,972	352,310	2,337

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成23年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	3,441
関連法人等株式	—
合計	3,441

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券（平成23年3月31日現在）

	種類	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	株式	9,022	4,896	4,125
	債券	1,394,036	1,385,327	8,708
	国債	1,009,037	1,003,791	5,245
	地方債	99,526	99,071	455
	社債	285,472	282,464	3,008
	その他	836	833	2
	小計	1,403,894	1,391,057	12,836
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	株式	5,961	7,093	△1,131
	債券	559,056	560,488	△1,431
	国債	480,112	481,163	△1,050
	地方債	40,596	40,744	△148
	社債	38,346	38,579	△233
	その他	20,880	20,985	△104
	小計	585,898	588,566	△2,667
合計		1,989,793	1,979,624	10,168

(注)時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株式	8,590
その他	492
合計	9,082

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	207	66	6
債券	133,069	1,173	109
国債	133,069	1,173	109
その他	26,983	30	1,412
合計	160,260	1,270	1,528

6. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、2,846百万円（うち、株式2,332百万円、社債514百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	61,909 百万円
退職給付引当金	5,440
その他	<u>11,420</u>
繰延税金資産小計	78,771
評価性引当額	<u>△10,894</u>
繰延税金資産合計	67,877
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	4,076
子会社株式	933
固定資産圧縮積立金	442
繰延ヘッジ損益	67
その他	<u>0</u>
繰延税金負債合計	5,520
繰延税金資産の純額	<u>62,356百万円</u>

第82期末(平成23年3月31日現在)連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	113,931	預 金	3,451,089
コールローン及び買入手形	37,377	譲渡性預金	40,430
買入金銭債権	29,927	債 券	5,568,961
特定取引資産	40,353	特定取引負債	33,939
有価証券	2,333,727	借 用 金	1,855,949
貸 出 金	9,501,319	外 国 為 替	9
外 国 為 替	11,844	そ の 他 負 債	220,061
そ の 他 資 産	103,405	賞 与 引 当 金	4,365
有形固定資産	41,517	退職給付引当金	19,738
建 物	14,984	役員退職慰労引当金	85
土 地	24,397	睡眠債券払戻損失引当金	3,607
リ ー ス 資 産	3	環境対策引当金	250
その他の有形固定資産	2,132	その他の引当金	61
無形固定資産	8,487	繰延税金負債	63
ソフトウェア	6,895	負 の の れ ん	387
その他の無形固定資産	1,591	支 払 承 諾	76,137
繰延税金資産	63,350	負債の部合計	11,275,137
支払承諾見返	76,137	(純資産の部)	
貸倒引当金	△225,714	資 本 金	218,653
		危機対応準備金	150,000
		特別準備金	400,811
		資本剰余金	0
		利益剰余金	82,029
		自 己 株 式	△970
		株主資本合計	850,523
		その他有価証券評価差額金	6,108
		繰延ヘッジ損益	98
		その他の包括利益累計額合計	6,207
		少数株主持分	3,796
		純資産の部合計	860,527
資産の部合計	12,135,664	負債及び純資産の部合計	12,135,664

第82期

〔平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで〕

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金	額
経	常 収 益		231,459
	資 金 運 用 収 益	184,733	
	貸 出 金 利 息	167,077	
	有 価 証 券 利 息 配 当 金	14,410	
	コールドローン利息及び買入手形利息	232	
	買 現 先 利 息	64	
	預 け 金 利 息	64	
	そ の 他 の 受 入 利 息	2,882	
	役 務 取 引 等 収 益	10,154	
	特 定 取 引 収 益	5,886	
	そ の 他 の 業 務 収 益	26,459	
	そ の 他 の 経 常 収 益	4,225	
経	常 費 用		202,350
	資 金 調 達 費 用	52,900	
	預 金 利 息	5,664	
	譲 渡 性 預 金 利 息	145	
	債 券 利 息	35,997	
	コールドマネー利息及び売渡手形利息	19	
	債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	0	
	借 用 金 利 息	10,999	
	そ の 他 の 支 払 利 息	74	
	役 務 取 引 等 費 用	2,438	
	特 定 取 引 費 用	55	
	そ の 他 の 業 務 費 用	23,389	
	そ の 他 の 経 常 費 用	77,108	
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	46,457	
	そ の 他 の 経 常 費 用	38,864	
	常 別 利 益	7,593	
経	特 別 利 益		29,109
	固 定 資 産 処 分 益	1,749	
	債 権 取 立 益	253	
	特 別 損 失		1,298
	固 定 資 産 処 分 損	153	
	資 産 除 去 債 務 会 計 基 準 の 適 用 に 伴 う 影 響 額	896	
	環 境 対 策 引 当 金 繰 入 額	248	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益			29,813
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		5,485	
法 人 税 等 調 整 額		8,456	
法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益			13,942
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益			15,870
少 数 株 主 利 益			3
当 期 純 利 益			15,867

第82期 [平成22年4月 1日から
平成23年3月31日まで] 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
株 主 資 本	
資 本 金	
前 期 末 残 高	218,653
当 期 変 動 額	
当 期 変 動 額 合 計	—
当 期 末 残 高	218,653
危 機 対 応 準 備 金	
前 期 末 残 高	150,000
当 期 変 動 額	
当 期 変 動 額 合 計	—
当 期 末 残 高	150,000
特 別 準 備 金	
前 期 末 残 高	400,811
当 期 変 動 額	
当 期 変 動 額 合 計	—
当 期 末 残 高	400,811
資 本 剰 余 金	
前 期 末 残 高	0
当 期 変 動 額	
自 己 株 式 の 処 分	0
当 期 変 動 額 合 計	0
当 期 末 残 高	0
利 益 剰 余 金	
前 期 末 残 高	70,660
当 期 変 動 額	
剰 余 金 の 配 当	△4,498
当 期 純 利 益	15,867
当 期 変 動 額 合 計	11,368
当 期 末 残 高	82,029
自 己 株 式	
前 期 末 残 高	△958
当 期 変 動 額	
自 己 株 式 の 取 得	△12
自 己 株 式 の 処 分	0
当 期 変 動 額 合 計	△11
当 期 末 残 高	△970
株 主 資 本 合 計	
前 期 末 残 高	839,166
当 期 変 動 額	
剰 余 金 の 配 当	△4,498
当 期 純 利 益	15,867
自 己 株 式 の 取 得	△12
自 己 株 式 の 処 分	0
当 期 変 動 額 合 計	11,356
当 期 末 残 高	850,523

科 目	金 額
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	4,749
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,359
当期変動額合計	1,359
当期末残高	6,108
繰延ヘッジ損益	
前期末残高	247
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△149
当期変動額合計	△149
当期末残高	98
その他の包括利益累計額合計	
前期末残高	4,997
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,209
当期変動額合計	1,209
当期末残高	6,207
少数株主持分	
前期末残高	3,796
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—
当期変動額合計	—
当期末残高	3,796
純資産合計	
前期末残高	847,960
当期変動額	
剰余金の配当	△4,498
当期純利益	15,867
自己株式の取得	△12
自己株式の処分	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,209
当期変動額合計	12,566
当期末残高	860,527

連結注記表

I 連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、株式会社商工組合中央金庫法第23条第2項、株式会社商工組合中央金庫法施行令第7条第2項及び同条第3項に基づいております。

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 7社

会社名

八重洲商工株式会社
株式会社商工中金情報システム
商工サービス株式会社
八重洲興産株式会社
株式会社商工中金経済研究所
商工中金リース株式会社
商中カード株式会社

なお、株式会社日本商工経済研究所は、平成22年4月1日付で会社名を株式会社商工中金経済研究所に変更しております。

- (2) 非連結の子会社及び子法人等 3社

会社名

八重洲緑関連事業協同組合
商中第1号投資事業組合
商中第2号投資事業組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

- (2) 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 3社

会社名

八重洲緑関連事業協同組合
商中第1号投資事業組合
商中第2号投資事業組合

- (4) 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 7社

4. のれんの償却に関する事項

のれん及び平成22年3月31日以前に発生した負ののれんは、5年間の定額法により償却しております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

II 会計処理基準に関する事項

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のある株式については当連結会計年度末前1ヵ月平均に基づいた市場価格等、時価のある株式以外のものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当金庫の有形固定資産は、定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2年～60年

その他 2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

6. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

7. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数
(14年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計
年度から損益処理

8. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

9. 睡眠債券払戻損失引当金の計上基準

睡眠債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券等について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

10. 環境対策引当金の計上基準

環境対策引当金は、PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理費用の支出に備えるため、今後発生すると認められる額を計上しております。

(追加情報)

当連結会計年度において、P C B（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理費用の金額的重要性が増したことから、今後の発生見込額を環境対策引当金として計上しております。

これにより、税金等調整前当期純利益は250百万円減少し、環境対策引当金は、同額増加しております。

11. その他の引当金の計上基準

その他の引当金は、商品の引き換えに備えるために、その引当見込額を計上した販売促進引当金及び将来のキャッシング利息返還損失見込額を一括計上した利息返還損失引当金であります。

12. 外貨建資産・負債の換算基準

当金庫の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

13. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 為替変動リスク・ヘッジ

当金庫の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(2) 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引に対して、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24号。以下「業種別監査委員会報告第 24号」という。）に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

連結される子会社及び子法人等の一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

14. 消費税等の会計処理

当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(資産除去債務に関する会計基準)

当連結会計年度から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。

これにより、経常利益は31百万円、税金等調整前当期純利益は927百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始によるその他負債の増加額は88百万円、その他資産の減少額は810百万円であります。

表示方法の変更

(連結貸借対照表及び連結株主資本等変動計算書関係)

「経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令」(内閣府・財務省・経済産業省令第1号平成23年3月25日)により改正された「経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則」(平成20年内閣府・財務省・経済産業省令第1号)別紙様式を適用し、前連結会計年度における「評価・換算差額等」は当連結会計年度から「その他の包括利益累計額」として表示しております。

(連結損益計算書関係)

当連結会計年度から「経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令」(内閣府・財務省・経済産業省令第3号平成22年9月21日)により改正された「経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則」(平成20年内閣府・財務省・経済産業省令第1号)別紙様式を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」を表示しております。

追加情報

(特別準備金)

平成20年10月1日の株式会社化に伴い、株式会社商工組合中央金庫法附則第5条に基づき、資本金、利益剰余金から特別準備金への振替を行っております。

なお、特別準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、特別準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法第44条第2項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金の額の合計額が零となったときは、特別準備金の額を減少することができます。なお、特別準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法第44条第4項の規定に基づき、特別準備金の額を増加しなければなりません。
- (3) 自己資本の充実の状況その他財務内容の健全性が向上し、その健全性が確保されるに至ったと認められる場合には、株式会社商工組合中央金庫法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、特別準備金の額の全部又は一部を国庫に納付することができます。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、特別準備金の額を国庫に納付するものとされています。

(危機対応準備金)

株式会社商工組合中央金庫法附則第1条の2に基づき、危機対応業務の円滑な実施のため、政府が出資した金額を危機対応準備金として計上しております。

なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法第44条第1項の規定に基づき、特別準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法第44条第4項の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。この危機対応準備金の額の増加は、株式会社商工組合中央金庫法第44条第5項の規定に基づき、特別準備金の額の増加に先立って行うこととされています。
- (3) 危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと株式会社商工組合中央金庫が認める場合には、株式会社商工組合中央金庫法第45条に基づき、株主総会の決議によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額(連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資金を除く)514百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は105,758百万円、延滞債権額は197,725百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,537百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権に該当する金額はありません。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は305,021百万円であります。
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は295,955百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	186,417百万円
その他資産	343百万円
担保資産に対応する債務	
預金	5,448百万円
借入金	35,000百万円
その他負債	284百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券177,325百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金・敷金等は、2,461百万円であります。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、854,543百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが819,923百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与え

るものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の中止又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 77,336百万円
10. 有形固定資産の圧縮記帳額 18,328百万円
11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金46,000百万円が含まれております。
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は192,389百万円であります。
13. 1株当たりの純資産額 140円52銭
純資産額の算定にあたっては、株式会社商工組合中央金庫法施行規則に基づき、危機対応準備金及び特別準備金を控除しております。
14. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△118,064百万円
年金資産（時価）	75,389
<hr/>	
未積立退職給付債務	△42,675
未認識数理計算上の差異	28,283
<hr/>	
連結貸借対照表計上額の純額	△14,391
前払年金費用	5,346
退職給付引当金	△19,738

（連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常費用」には、貸出金償却851百万円及び株式等償却2,403百万円を含んでおります。
2. 1株当たり当期純利益金額 7円 28銭

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	2,186,531	—	—	2,186,531	
合計	2,186,531	—	—	2,186,531	
自己株式					
普通株式	9,541	90	2	9,629	(注)
合計	9,541	90	2	9,629	

(注) 自己株式のうち普通株式の増加は、単元未満株式の買取請求に応じたことによるものであります。減少は、単元未満株式の買増請求に応じたことによるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配 当 金 の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成22年6月22日 定時株主総会	普通株式 (政府分)	1,016百万円	1.0円(注)	平成22年3月31日	平成22年6月24日
	普通株式 (政府以外分)	3,482百万円	3.0円		

(注) 株式会社商工組合中央金庫法第50条により、政府の所有する株式に対し剰余金の配当をする場合には、政府以外の者の所有する株式1株に対して配当する剰余金に1を超えない範囲で政令で定める割合を乗じて得た額を政府の所有する株式1株に対して配当しなければならないとされています。なお、株式会社商工組合中央金庫法施行令第15条により、政令で定める割合は3分の1とされています。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成23年6月22日 定時株主総会	普通株式 (政府分)	1,016百万円	利益 剰余金	1.0円 (注1)	平成23年 3月31日	平成23年6月22日 定時株主総会及び 主務大臣認可後 (注2)
	普通株式 (政府以外分)	3,482百万円		3.0円		

- (注) 1. 株式会社商工組合中央金庫法第50条により、政府の所有する株式に対し剰余金の配当をする場合には、政府以外の者の所有する株式1株に対して配当する剰余金に1を超えない範囲で政令で定める割合を乗じて得た額を政府の所有する株式1株に対して配当しなければならないとされています。なお、株式会社商工組合中央金庫法施行令第15条により、政令で定める割合は3分の1とされています。
2. 株式会社商工組合中央金庫法第49条に基づき、剰余金の配当その他剰余金の処分の決議は、主務大臣の認可によりその効力を生じます。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫グループは融資事業及びデリバティブ取引の提供等の金融サービス事業を行っております。

これらの事業を行うため、預金の受入れ、債券の発行等による資金調達を行っております。このように、保有する資産・負債は、金利・有価証券の価格・為替相場等様々な市場のリスクファクターの変動により、その価値が変動し損失を被るリスクを有しております。こうしたリスクを適正に管理しつつ、安定した収益を確保する観点から、資産及び負債の総合的管理（ALM）を実施しており、その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫グループにおける資産は、主として国内の取引先に対する事業性の貸出金であり、取引先の財務状況の悪化等により損失を被るリスク（信用リスク）があります。

また、有価証券は、主に債券及び株式であり、債券については一部を満期保有目的で、トレーディング業務では売買目的で保有し、株式については純投資目的及び政策投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

債券及び借入金は、一定の環境の下で当金庫グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引や通貨スワップ取引等があります。当金庫グループでは、これらを利用して、債券、借入金、外貨建ての貸出金に関わる金利の変動リスクや為替の変動リスクを回避しております。なお、ヘッジ会計の適用要件を満たすデリバティブ取引については、ヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ開始から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の残高を比較する等により、ヘッジの有効性を確認しております。

このほか、トレーディング業務では、取引先の金利や為替の変動リスクをヘッジするニーズに応える目的や、金利や為替の変動による短期的な収益獲得を目的として、金利スワップ取引や通貨スワップ取引、債券先物取引、為替予約取引等を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫グループは、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、信用格付、与信許容限度、個別案件毎の与信審査、担保・保証等の与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、大口与信先への対応については、定期的に経営陣による投融资会議等を開催し、付議しております。さらに、リスク管理の実効性を確保するため、監査部がリスク管理態勢等の監査を行っております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しても、信用リスクに関する管理諸規程に従い、信用格付、与信許容限度による管理体制を整備し運営しております。対市場取引については、統合リスク管理部による外部格付のモニタリングや市場取引部署による信用情報等の収集等に基づき、定期的に管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫グループでは、バンキング業務、トレーディング業務毎に複数のカテゴリーに区分した上で、経営会議やALM会議が設定した10bpv（金利の10ベース・ポイント（0.10%）の上昇が時価に与える影響額）やバリュー・アット・リスク（VaR）の限度額に基づき金利の変動リスクを管理しております。「市場関連リスク管理規程」等において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM会議等において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には統合リスク管理部において金融資産及び負債の金利リスクの状況を把握し、評価損益や10bpv、VaR等によりモニタリングを行い、日次で担当取締役、月次で代表取締役並びにALM会議に報告しております。なお、ALM会議等の決定により、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引も行っております。

(ii) 為替リスクの管理

為替の変動リスクに関して、日次の総合持高管理により為替持高の一定範囲内への抑制を行っております。

(iii) 価格変動リスクの管理

株式については、純投資目的と政策投資目的で運用方針を区分し、以下のとおり管理をしております。

純投資株式については、経営会議やALM会議が設定した保有残高やVaRの限度額に基づき価格変動リスクを管理するとともに、格付のモニタリングによる業況把握も行っております。

政策投資株式については、取締役会が年度間総合計画において、保有残高の限度額を決定しております。政策投資株式のうち上場株式についてもVaRの限度額を設けて価格変動リスクを管理するとともに、株価推移管理による業況確認や、未公開株式も含めた保有方針の見直しを行っております。

具体的なリスク管理方法や手続等の詳細については「市場関連リスク管理規程」等に明記しており、ALM会議等において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には統合リスク管理部において純投資株式や政策投資株式の残高や評価損益、VaR等によりモニタリングを行い、日次で担当取締役、月次で代表取締役並びにALM会議に報告しております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立しております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

(ア) トレーディング目的の金融商品

当金庫グループでは、「特定取引資産」のうちの売買目的有価証券、「デリバティブ取引」のうちトレーディング目的として保有している金融商品に関するVaRの算定にあたっては、分散共分散法（保有期間10日、信頼区間99%、観測期間1年）を採用しております。

平成23年3月31日現在で当金庫グループのトレーディング業務の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で440百万円であります。

なお、当金庫グループでは、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを実施しております。平成22年度のトレーディング業務に関して実施したバックテストの結果、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

(イ) トレーディング目的以外の金融商品

トレーディング目的以外で保有している主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券と株式、満期保有目的の債券に分類される債券、「預金」、「譲渡性預金」、「債券」、「借入金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引と通貨スワップ取引であります。これらの金融商品に関するVaRの算定にあたっては、分散共分散法(保有期間1ヵ月～1年、信頼区間99%、観測期間1年)を採用しております。

平成23年3月31日現在で当金庫グループのトレーディング目的以外の業務の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で26,699百万円となっております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

なお、当金庫グループでは、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける金融資産及び金融負債について、10bpvを金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。金利以外のすべてのリスク変数が一定であることを仮定し、平成23年3月31日現在、指標となる金利が10ベース・ポイント上昇したものと想定した場合には、金融商品の時価が7,804百万円減少するものと把握しております。当該影響額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利に10ベース・ポイントを超える変動が生じた場合等には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫グループでは、運用と調達の年度間純増減計画を決定した上で、年度間及び月次で資金計画を作成して資金ポジションを把握しております。資金調達手段は、長期安定資金となる債券を中心とすることにより流動性リスクを抑制するとともに、預金による調達を行っております。また、短期市場での調達も行っている他、無担保での調達が困難な状況に備えて、有担保調達が可能なように担保差入可能な債券を保有しております。

流動性リスクを抑制するための流動性リスク管理計数をALM会議において設定し、その遵守状況は統合リスク管理部において把握し、日次で担当取締役、四半期毎に代表取締役並びにALM会議に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 23 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注 2)参照)。また、「連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 特定取引資産			
売買目的有価証券	2,125	2,125	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	349,972	352,310	2,337
その他有価証券	1,974,615	1,974,615	—
(3) 貸出金	9,501,319		
貸倒引当金 (* 1)	△219,375		
	9,281,943	9,360,800	78,857
資産計	11,608,656	11,689,851	81,194
(1) 預金	3,451,089	3,452,623	1,534
(2) 譲渡性預金	40,430	40,450	20
(3) 債券	5,568,961	5,581,015	12,054
(4) 借入金	1,855,949	1,861,327	5,378
負債計	10,916,429	10,935,417	18,987
デリバティブ取引 (* 2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	9,986	9,986	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(24)	(24)	—
デリバティブ取引計	9,962	9,962	—

(* 1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(* 2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 特定取引資産

トレーディング目的で保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。当金庫保証付私募債は、私募債の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、発行体からの保証料は、元利金の合計額に含めております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する私募債については、担保及び保証による回収見込額等を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間の割引手形は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2)譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。

また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(3) 債券

当金庫の発行する債券の時価は、市場価格のあるものは市場価格によっております。市場価格のないものは、債券の回数ごとに区分した当該債券の元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、一部の債券は金利スワップの特例処理の対象とされており、その場合は債券の時価と金利スワップの時価を合算して算定しております。

(4) 借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。一部の借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、その場合は借入金の時価と金利スワップの時価を合算して算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利先物、金利スワップ等)、通貨関連取引(通貨スワップ等)、その他(地震デリバティブ取引)であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) 其他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式(*1)(*2)	8,634
② 組合出資金(*3)	504
合 計	9,139

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式について71百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式等時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成23年3月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額（百万円）
売買目的有価証券	△2

2. 満期保有目的の債券（平成23年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	国債	219,713	222,571	2,858
	社債	7,815	7,830	14
	小計	227,528	230,401	2,873
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	国債	122,443	121,908	△535
	社債	-	-	-
	小計	122,443	121,908	△535
合計		349,972	352,310	2,337

3. その他有価証券（平成23年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	9,086	4,932	4,153
	債券	1,394,036	1,385,327	8,708
	国債	1,009,037	1,003,791	5,245
	地方債	99,526	99,071	455
	社債	285,472	282,464	3,008
	その他	836	833	2
	小計	1,403,958	1,391,093	12,864
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	株式	5,961	7,093	△1,131
	債券	559,056	560,488	△1,431
	国債	480,112	481,163	△1,050
	地方債	40,596	40,744	△148
	社債	38,346	38,579	△233
	その他	20,880	20,985	△104
	小計	585,898	588,566	△2,667
合計		1,989,857	1,979,660	10,196

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	281	107	24
債券	133,069	1,173	109
国債	133,069	1,173	109
その他	26,984	30	1,412
合計	160,335	1,311	1,545

5. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、2,846百万円（うち、株式2,332百万円、社債514百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

第82期

平成22年4月 1日から
平成23年3月31日まで

附属明細書

平成23年 5月18日作成
平成23年 5月18日備付

住所 東京都中央区八重洲2-10-17
株式会社 商工組合中央金庫
代表取締役 関 哲夫

1 計算書類に関する事項

(1) 有形固定資産及び無形固定資産

(単位：百万円)

資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額 (注)2	当期末 残高	償却 累計額	償却 累計率 (注)1
有形固定資産							
建物	15,097	715	137	1,323	14,352	50,435	77.84%
土地	24,236	—	387	—	23,848	—	—
リース資産	1,197	0	—	649	548	2,845	83.84%
建設仮勘定	66	358	425	—	—	—	—
その他の有形 固定資産	1,349	341	16	470	1,204	6,044	83.38%
有形固定資産計	41,948	1,416	967	2,444	39,953	59,325	59.97%
無形固定資産							
ソフトウェア	6,692	2,823	—	2,530	6,984	16,840	70.68%
その他の無形 固定資産	1,315	1,000	730	1	1,583	156	96.78%
無形固定資産計	8,007	3,823	730	2,532	8,568	16,997	70.85%

(注) 1. 償却累計率は、取得価額に対する償却累計額の割合を記載しています。

2. 建物の当期償却額の中には、特別損失（資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額）に計上した償却額が含まれております。

(2) 債券発行高

(単位：百万円)

債券の種類	当期首 残高	当期末 残高	当期増減(△) 高
利付債(5年債)	3,273,167	3,114,675	△158,492
うち政府引受	10,000	—	△10,000
利付債(1年債)	220,300	212,000	△8,300
利付債(3年債)	1,578,900	1,500,400	△78,500
利付債(7年債)	25,400	15,400	△10,000
利付債(10年債)	129,300	129,300	—
割引債	714,207	597,425	△116,781
合計	5,941,275	5,569,201	△372,074
うち政府引受	10,000	—	△10,000

(注) 政府保証債は発行しておりません。

割引債券の当期首残高の額面金額は、714,797百万円、当期末残高の額面金額は、597,594百万円であります。

(3) 引当金

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高	計上理由 及び算定方法
			目的使用	その他		
貸倒引当金	245,325	103,202	59,503	64,143	224,881	
一般貸倒引当金	64,143	58,437	—	64,143	58,437	
個別貸倒引当金	181,182	44,765	59,503	—	166,444	
賞与引当金	4,310	4,160	4,310	—	4,160	
役員退職慰労引当金	41	27	9	—	58	
睡眠債券 払戻損失引当金	3,083	997	473	—	3,607	
環境対策引当金	—	254	3	—	250	
計	252,759	108,642	64,300	64,143	232,958	

(注) 貸倒引当金の当期減少額(その他)は、洗替による戻入 64,143 百万円であります。

(4) 資本金と準備金

(単位：百万円)

区 分	当 期 首 残 高	当 期 末 残 高	当 期 増 減 (△) 高
資 本 金	218,653	218,653	—
危 機 対 応 準 備 金	150,000	150,000	—
特 別 準 備 金	400,811	400,811	—
利 益 準 備 金	14,314	15,214	899

(5) 営業経費

(単位：百万円)

区 分	金 額
給 料 ・ 手 当	38,023
退 職 給 付 費 用	6,865
福 利 厚 生 費	270
減 価 償 却 費	4,945
土 地 建 物 機 械 賃 借 料	4,894
営 繕 費	1,987
消 耗 品 費	709
給 水 光 熱 費	752
旅 費	462
通 信 費	1,017
広 告 宣 伝 費	914
諸 会 費 ・ 寄 付 金 ・ 交 際 費	942
租 税 公 課	2,745
そ の 他	11,552
計	76,084

2 事業報告に関する事項

(1) 会社役員の内職の状況

区 分	氏 名	兼 職 法 人 等 名	役 職	摘 要
取締役	山口 信夫	旭化成株式会社 アサヒビール株式会社 日本テレビ放送網株式会社 株式会社読売新聞グループ本社 日本商工会議所 東京商工会議所	代表取締役名誉会長 取締役（社外取締役） 取締役（社外取締役） 監査役（社外監査役） 名誉会頭 名誉会頭	
監査役	多比羅 誠	ひいらぎ総合法律事務所 グローウェルホールディングス 株式会社	弁護士 監査役（社外監査役）	

注 取締役山口信夫氏の兼職法人等名及び役職欄の記載は、同氏が平成 22 年 9 月 14 日に逝去により退任した時点の肩書きを記載したものです。

独立監査人の監査報告書

平成23年5月12日

株式会社商工組合中央金庫
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大塚 啓一 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 男 澤 顕 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 小林 尚明 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第82期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成23年5月12日

株式会社商工組合中央金庫
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大塚 啓一 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 男 澤 顕 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 小林 尚明 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社商工組合中央金庫及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第82期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（業務の適正を確保する体制）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する

重大な事実は認められません。

三 業務の適正を確保する体制に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該体制に関する取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あつた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あつた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月17日

株式会社商工組合中央金庫 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 白須 光美 ㊟

常勤監査役 園田 邦一 ㊟

監査役 大橋 清 ㊟

監査役（社外監査役） 多比羅 誠 ㊟